定　　款

株式会社Ｌｉｂ Ｗｏｒｋ

第１章　　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社Ｌｉｂ　Ｗｏｒｋと称し、英文では、Lib Work Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．建築工事の請負ならびに企画、設計及び監理
２．不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
３．不動産の投資及び再生事業
４．ホテル・旅館等の宿泊施設の経営
５．国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
６．企業及びベンチャービジネスへの投資
７．不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
８．土木工事業
９．広告代理店業
１０．火災保険代理店業
１１．損害保険代理店業
１２．生命保険代理店業
１３．介護保険法に基づく各種事業
１４．老人ホーム、通所介護（デイサービス）施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護（ショートステイ）施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営
１５．ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育事業
１６．老人用住宅の賃貸及び管理運営
１７．食事の配送及び家事の援助
１８．医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル
１９．有料職業紹介事業
２０．労働者派遣事業
２１．各種会員制ビジネスの企画・運営
２２．自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
２３．上記各号に附帯する一切の業務及びコンサルティング業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を熊本県山鹿市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１６，０００，０００株とする。

（単元株式数）
第７条　当社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）

第１１条　定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１７条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（選任方法）

第１８条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２０条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２３条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２４条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（員数）
第２７条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）
第２８条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３０条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第３２条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３４条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第３５条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第３８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第７章　　計　算

（事業年度）
第３９条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第４０条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項につ

いては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第４１条　当会社の各四半期配当の基準日は以下のとおりとする。

第１四半期　９月３０日

第２四半期　１２月３１日

第３四半期　３月３１日

第４四半期　６月３０日

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第４２条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。